

1. 件名:「日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時:令和元年12月12日(木)15:00～16:50

3. 場所:原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他2名

5. 要旨

(1)日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)から、令和元年11月28日付けで提出のあった核燃料物質使用変更許可申請について、以下の説明を受けた。

- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)において、今後燃料デブリのサンプリングを予定しており、NFDではサンプリングした燃料デブリの分析を予定している。このため、NFDでは、ホットラボ施設において燃料デブリを取り扱うために核燃料物質使用変更許可の申請を行った。
- 燃料デブリの分析においては、新しく設備を導入することは現在のところ考えておらず、既許可の設備にて分析を行う予定である。
- NFDにおいて燃料デブリを受け入れる際は、A型輸送物として受け入れることを予定している。また数量は20g程度を想定している。

(2)原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

- 申請に係る変更内容、変更理由の記載が不明瞭であり、具体的な内容を記載すること。
- 1F燃料デブリの受入れから、試験、分析等のホットラボ施設で行う作業全体の流れを説明すること。
- 試験、分析等を終えた燃料デブリの処分方法について、1Fに返却するものを明確にすること。
- 放射線業務従事者の被ばく評価においては、想定する作業に対し過大に保守的な評価を行っているため、従事者の作業実態をきちんと把握した上で、実態に則した評価を行うべき。
- 申請内容については、引き続き確認していく。

(3)NFDから、原子力規制庁からの指摘を踏まえて適切に対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

なし